

岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

岩手県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

岩手県留置施設視察委員会条例（平成19年岩手県条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第6項</u>の規定により、岩手県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<u>第21条第4項</u>の規定により、岩手県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 <u>委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3・4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。